

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第116条第3項の規定により県が滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を変更するため、滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年滋賀県条例第4号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を、10,000分の2.8(改正前 10,000分の3.5)に改めることとします。
(第2条関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の3.5</u>とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 (拠出率)</p> <p>第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の2.8</u>とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>

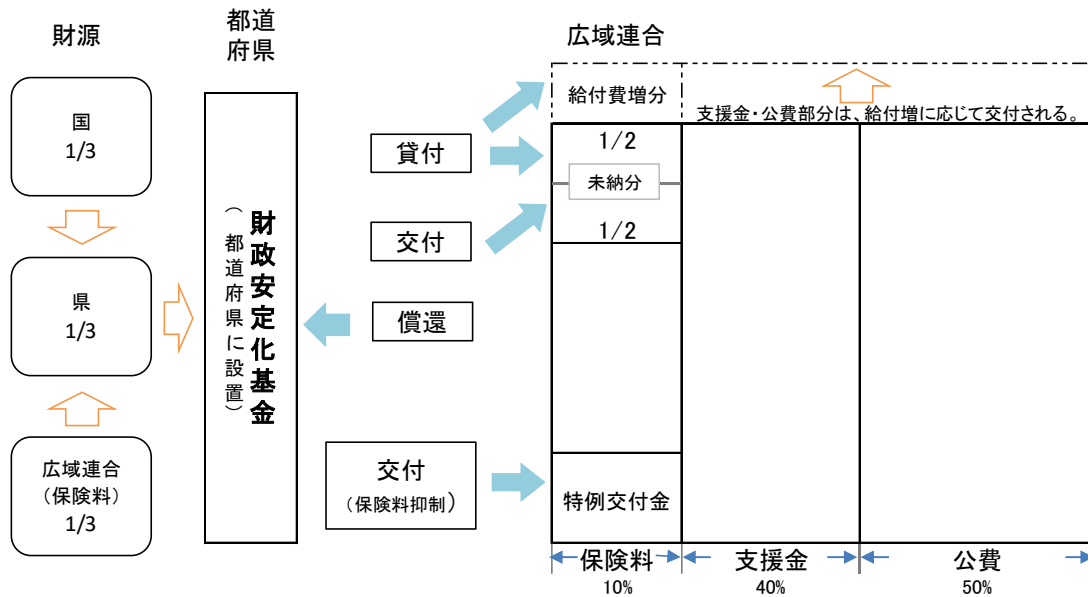
滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案資料

制度概要

1. 財政安定化基金事業

- (1) 交付 保険料の未納による財政不足に対して交付
不足額の2分の1を2年度目に交付
- (2) 貸付 給付の見込み以上の増加、保険料の未納による財政不足に対して
貸付不足額の1.1倍が限度。無利息で年度ごとに貸付できる。
- (3) 特例交付 当分の間。保険料率の増加抑制措置として交付が可能（法附則14条）

2. 財政安定化基金のフロー図



3. 拠出金率および基金積立状況

(単位：円)

年度	国標準拠出率	県拠出率	積立(利息含む)	積立後	特例交付	年度末残高
20	0.09%	0.087%	271,057,542			271,057,542
21	0.09%	0.087%	271,972,904			543,030,446
22	0.09%	0.087%	301,357,426	844,387,872	▲512,795,606	331,592,266
23	0.09%	0.087%	300,629,847	632,222,113	▲300,614,101	331,608,012
24	0.09%	0.087%	335,348,806	666,956,818	▲291,137,223	375,819,595
25	0.09%	0.087%	334,123,975	709,943,570	▲335,003,732	374,939,838
26	0.044%	0.0735%	306,164,546	681,104,384	▲241,000,000	440,104,384
27	0.044%	0.0735%	305,669,620	745,774,004	▲241,000,000	504,774,004
28	0.041%	0.041%	184,355,203	689,129,207	▲97,000,000	592,129,207
29	0.041%	0.041%	184,092,539	776,221,746	▲97,000,000	679,221,746
30	0.040%	0.040%	187,299,390	866,521,136	0	866,521,136
元	0.040%	0.040%	187,211,894	1,053,733,030	0	1,053,733,030
2	0.038%	0.038%	181,957,068	1,235,690,098	0	1,235,690,098
3	0.038%	0.038%	181,851,977	1,417,542,075	0	1,417,542,075
4	0.038%	0.035%	182,512,149	1,600,054,224	0	1,600,054,224
5	0.038%	0.035%	182,568,088	1,782,622,312	0	1,782,622,312
6	0.041%	0.028%	160,116,616	1,942,738,928	0	1,942,738,928

※令和6年度は見込み額